

5分で読める

ちょっと役に立つ

個人事業、経営者、勤労者別
国民健康保険、健康保険
労災保険の保障内容

平成25年6月

覚えて おこう

健康保険、国民年金、厚生年金、労災 公的保険の保障内容



新聞報道によると『テレビ東京の大橋未歩アナウンサー(34)が、「軽度の脳梗塞」と診断され、療養することが分かった。今月上旬に自宅で発症し、入院。現在は退院しているという。大橋アナは同局を通じてコメントを発表し、「幸いにも、発症した場所がよく、後遺症がなかった」「元気な姿で大好きな現場に戻りたい」としている』。

『女優の天海祐希さん(45)が心筋梗塞で入院し、舞台「おのれナポレオン」を降板した。天海さんはコメントを発表し、謝罪した上で「病状を悪化させればかえって多大な迷惑をかけるので苦渋の決断をした」と説明した。』

この新聞報道を聞いたときはビックリしました。若い方でも三大成人病のうちの「脳梗塞」「心筋梗塞」になるのですね。症状が重い「脳梗塞」「心筋梗塞」になれば長期療養、長期入院になるかもしれません。また、後遺障害が残るかもしれません。

そんな症状になったときに国民健康保険、健康保険、国民年金、厚生年金、労災はどんな保障があるのでしょうか？

今号は自営業者、法人会社経営者、勤労者別に公的保険の保障内容を説明しました。

覚えて
おこう

個人事業主の場合 国民健康保険と国民年金から 払われる保障内容

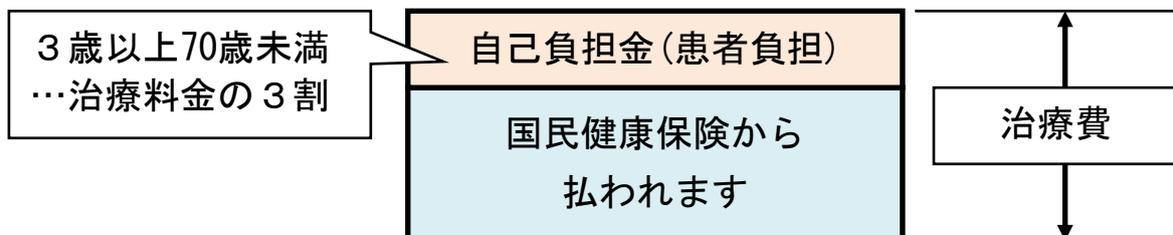
1. 国民健康保険から治療費に給付される保障内容
 - ・ 自己負担分を除く治療費と食事代
2. 自己負担分が一定額を超えた場合に給付される保障内容
 - ・ 高額療養費
3. 後遺障害が残ったら国民年金から給付される保障内容
 - ・ 1・2級の後遺障害が残った場合の保障内容

1. 国民健康保険から治療費に給付される保障内容

- ・ 自己負担分を除く治療費と食事代

治療費の自己負担分は、3歳以上70歳未満は3割です。

入院した時の食事代は、1食につき260円を自己負担します。



2. 自己負担分が一定額を超えた場合に給付される保障内容

- ・ 高額療養費

本人と扶養者が1ヵ月に治療のために支払った自己負担金が、自己負担金限度額を超えたら、超えた分を国民健康保険から払ってもらえます。



自己負担限度額の算出の仕方(70歳未満の場合)

●70歳未満の人の自己負担限度額

上位所得者(※1)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 〔83,400円〕(※2)
市民税課税の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕(※2)
市民税非課税の方	35,400円〔24,600円〕(※2)

※1：上位所得者とは所得合計が年額600万円を超える人

※2：直近12ヵ月間に高額療養費が支給された月が3ヵ月以上になった場合は4ヵ月目から※2の金額になります。

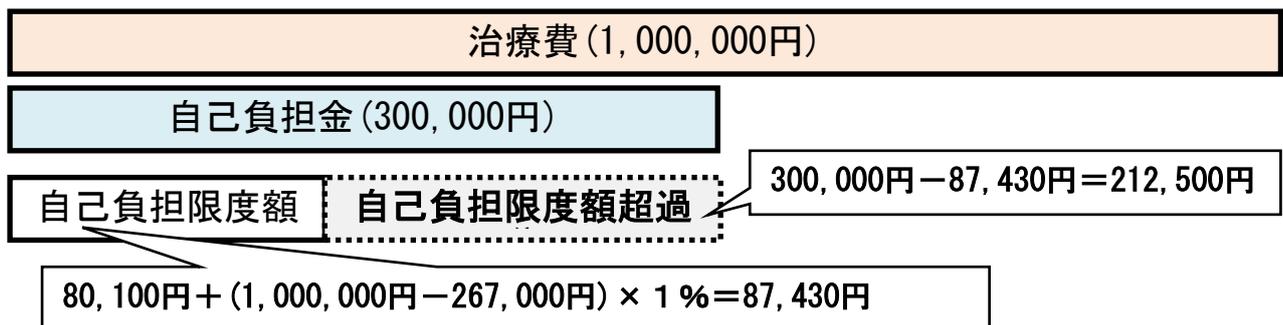
●高額療養費の事例

6月1日から25日まで入院。市民課税世帯。

医療費1,000,000円。自己負担金300,000円。この場合の自己負担限度額は？ もどってくる高額療養費はいくら？

自己負担限度額

$$=80,100円+(1,000,000円-267,000円) \times 1\%=87,430円$$



3. 国民年金から給付される保障内容

- ・ 1・2級の後遺障害が残った場合の保障内容

障害状態 1級……983,100円＋ 子の加算額(※)

障害状態 2級……786,500円＋ 子の加算額(※)

※子の加算額とは：

18歳未満の子、一定の障害状態にある20歳未満の子の数により、次の額が加算されます。

1人 226,300円／2人 226,300円／3人以降、1人につき
75,400円

覚えておこう

法人会社の経営者の場合 健康保険と厚生年金から 払われる保障内容

1. 健康保険から治療費に給付される保障内容

- ・ 自己負担分を除く治療費と食事代

2. 自己負担分が一定額を超えたら給付される保障内容

- ・ 高額療養費

3. 役員報酬が払われなくなったら給付される保障内容

- ・ 傷病手当金

4. 後遺障害が残ったら国民・厚生年金から給付される保障内容

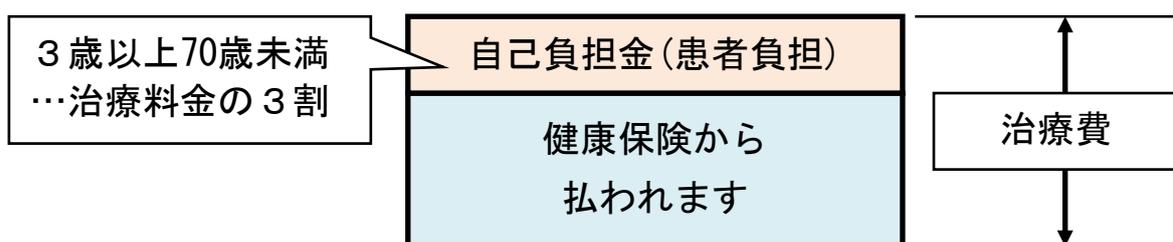
- ・ 1～3級の後遺障害が残った場合の保障内容

1. 国民健康保険から治療費に給付される保障内容

- ・ 自己負担分を除く治療費と食事代

治療費の自己負担分は、3歳以上70歳未満は3割です。

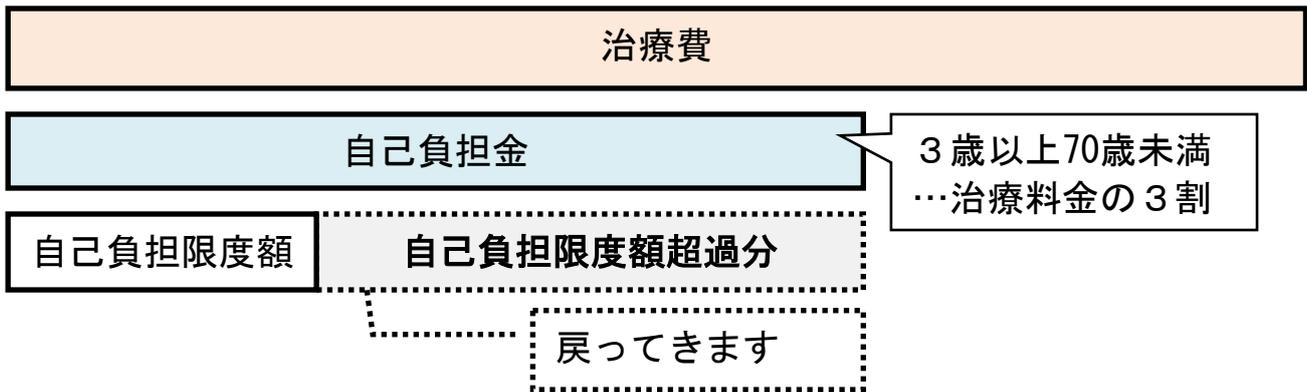
入院した時の食事代は、1食につき260円を自己負担します。



2. 自己負担分が一定額を超えた場合に給付される保障内容

- ・ 高額療養費

本人と扶養者が1ヵ月に治療のために支払った自己負担金が、自己負担金限度額を超えたら、超えた分を健康保険から払ってもらえます。



自己負担限度額の算出の仕方(70歳未満の場合)

●70歳未満の人の自己負担限度額

上位所得者(月収53万円以上の方)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% [83,400円](※1)
一般の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円](※1)
低所得者(市民税非課税の方)	35,400円 [24,600円](※1)

※1：直近12ヵ月間に高額療養費が支給された月が3ヵ月以上になった場合は4ヵ月目から※1の金額になります。

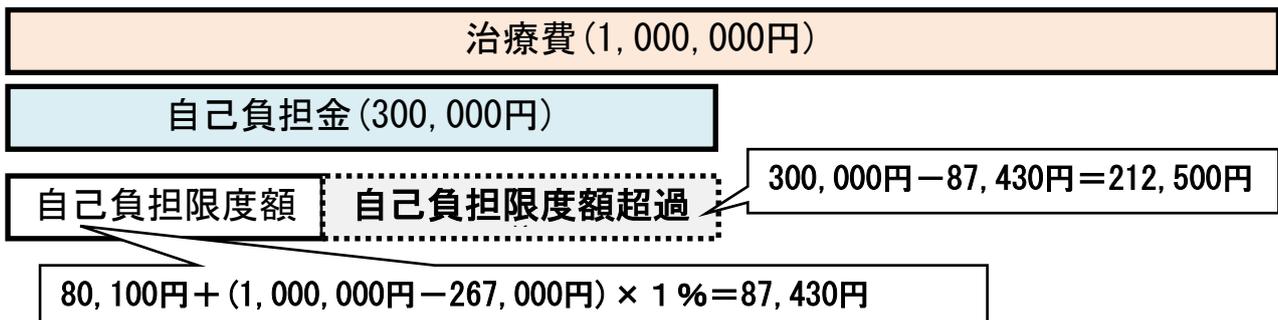
●高額療養費の事例

6月1日から25日まで入院。一般の方。

医療費1,000,000円。自己負担金300,000円。この場合の自己負担限度額は？ もどってくる高額療養費はいくら？

自己負担限度額

$$=80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円$$



3. 役員報酬が払われなくなったら給付される保障内容

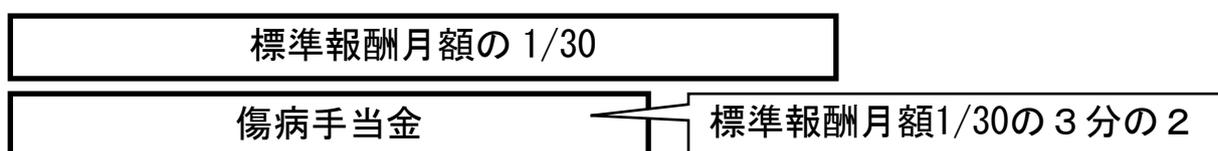
・ 傷病手当金

①給付を受けられる条件

- ・ 本人が病気・ケガをしてその治療のために会社を休んで仕事をすることが出来ない場合。
- ・ 会社が治療のために休んでいる間の報酬を支給しない場合。
- ・ 4日以上仕事が出来ずに休んだ場合。

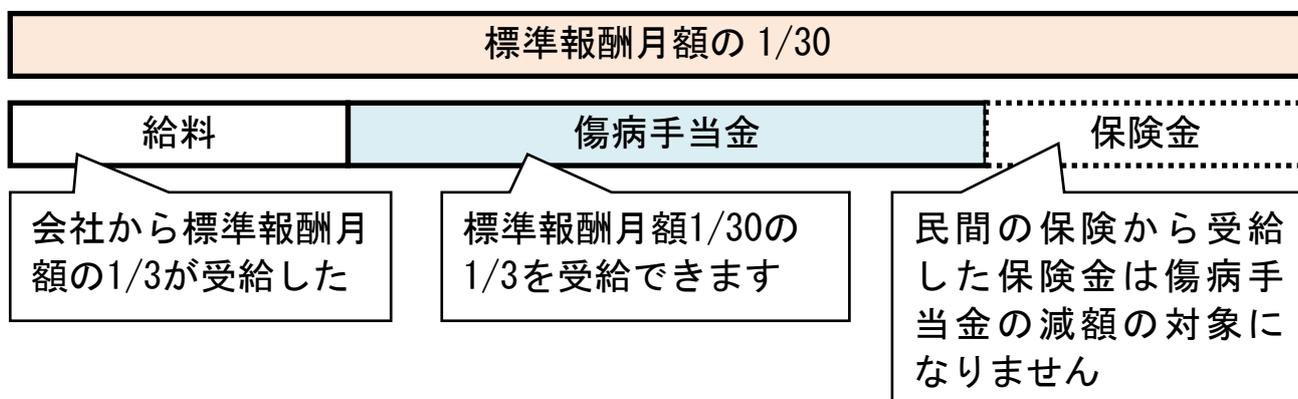
②給付される金額

- ・ 休んだ日、1日につき標準報酬月額 $\frac{1}{30}$ の $\frac{2}{3}$ 。



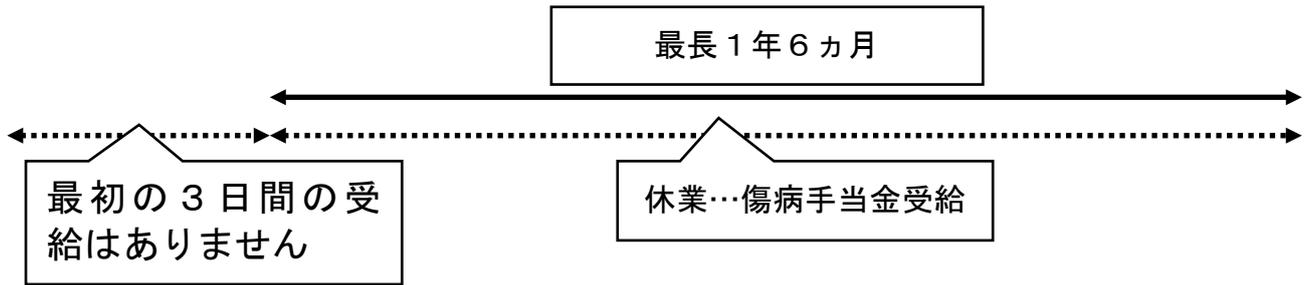
●傷病手当金の減額と支給調整

- ・ 会社から報酬の補填がある場合は、その分は $\frac{2}{3}$ の支給額から引かれます。例えば、標準報酬月額 $\frac{1}{3}$ を会社が支給した場合は、傷病手当金は $\frac{1}{3}$ /支給になります。
- ・ 会社の見舞金などは傷病手当金の減額対象にはなりません。
- ・ 会社契約の民間保険から支給される福利厚生_の保険金は傷病手当金の減額対象にはなりません。



③給付される期間

- ・休んだ3日間を過ぎた4日目から1年6ヵ月間。



●傷病手当金の事例

- ・標準報酬月額...250,000円。休んだ日...15日
1日あたり傷病手当金額 $250,000円 \div 30日 = 8,333円 \times 2/3 = 5,600円$

4. 後遺障害が残ったら国民・厚生年金から給付される保障内容

- ・ 1～3級の後遺障害が残った場合の保障内容

①給付を受けられる条件

- ・ 厚生年金に加入している間に病気・ケガで障害状態になった場合。
- ・ 1級から3級の障害状態である場合。
この場合に障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金を受給できます。

1級障害厚生年金
1級障害基礎年金

2級障害厚生年金
2級障害基礎年金

- ・ 障害等級が3級の場合は国民年金からは障害基礎年金は受給できません。
- ・ 厚生年金から3級の障害厚生年金を受給できます。

3級障害厚生年金

②障害厚生年金の年金額は

・ 1級障害状態の場合の年金額

報酬比例部分の年金額	× 1.25
加給年金額 (226,300円)	
子の加算額	● 1人目・2人目まで各226,300円 ● 3人目から各75,400円
障害基礎年金額 (983,100円)	

・ 2級障害状態の場合の年金額

報酬比例部分の年金額	
加給年金額 (226,300円)	
子の加算額	● 1人目・2人目まで各226,300円 ● 3人目から各75,400円
障害基礎年金額 (786,500円)	

・ 3級障害状態の場合の年金額

報酬比例部分の年金額	最低でも589,900円の年金が保証される
------------	-----------------------

報酬比例部分の年金額とは：厚生年金加入期間の報酬と加入期間によって決まる年金額。
加給年金額とは：生計を維持されている65歳未満の配偶者いる場合に支給される年金のこと。
子の加算額とは：18歳未満の子、一定の障害状態にある20歳未満の子がいる場合に支給される年金のこと。

覚えて
おこう

勤労者の場合

労災から受給できる 休業保障と障害保障内容

- ・ 勤労者の場合に、病気・ケガの原因が仕事の場合は労災保険から支給されます。
 - ・ 労災保険は、健康保険のような自己負担はありません。従って、健康保険の治療費の3割負担や高額療養費制度はありません。
 - ・ 健康保険の「傷病手当金」に相当する労災保険は「休業給付」です。
 - ・ 国民年金、厚生年金の障害年金に相当する労災保険は「傷病給付」と「障害給付」です。
- 以下はその説明になります。

1. 休業給付

①休業給付の条件

仕事中、あるいは通勤途上の災害でケガ・病気をして、それを治療するために仕事を休み、賃金をもらえなくなった場合。

②休業給付で貰える金額

労災保険から休業給付として給付基礎日額(※)の60%。

労働福祉事業から休業特別支給金として給付基礎日額の20%を貰えます。給料の80%が補償されることとなります。

給付基礎日額	
60%	20%

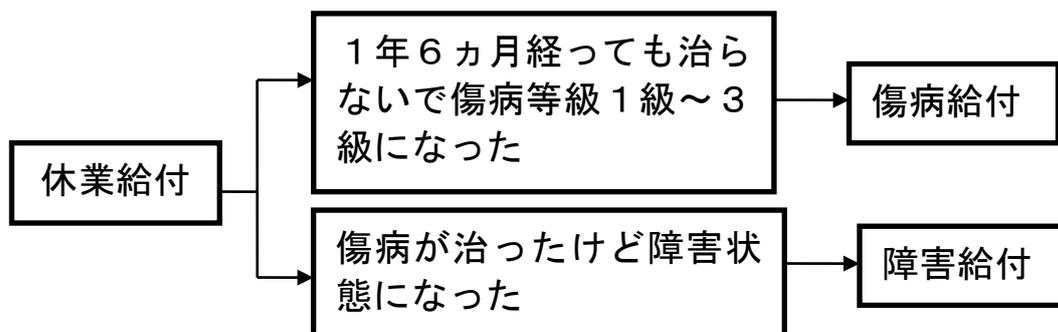
※給付基礎日額とは

- ・ 労災保険の保険給付金額を決める基準金額のことです。
- ・ 給付基礎日額は、労災でケガ・病気になった日の前日から3ヵ月の給料を総合計します。
- ・ 給料を総合計した金額を3ヵ月間の総日数で割った金額が給付基礎日額になります。ただし、3ヵ月間の総日数は休日・祝日を含めた暦の日数です。
- ・ 給付基礎日額を算定する給料は、通勤手当、有給休暇の給料、休業手当、残業手当は含まれません。
- ・ 3ヵ月を超える期間ごとに支払われるボーナスなどは含まれません。

・ 休業給付を受給できる期間

仕事を休んだ日から数えて第4日目からケガ・病気が治るまで受給できます。ただし、1年6ヵ月過ぎて、ケガ・病気が治らないで傷病等級(1級～3級)に該当する状態になったときには傷病給付に切り替えます。

ケガ・病気が治ったけど障害等級(1級～14級)に該当する状態になったときには障害給付に切り替えます。



2. 傷病給付

・ 傷病給付の金額

- 1 級……年金給付基礎日額(※1)の313日分
- 2 級……年金給付基礎日額(※1)の277日分
- 3 級……年金給付基礎日額(※1)の245日分

傷病給付以外に労働福祉事業から**傷病特別支給金**と**傷病特別年金**を受給できます。

・ 傷病特別支給金

- 1 級傷病特別支給金……1,140,000円
- 2 級傷病特別支給金……1,070,000円
- 3 級傷病特別支給金……1,000,000円

・ 傷病特別年金

- 1 級……算定基礎日額(※2)の313日分
- 2 級……算定基礎日額(※2)の277日分
- 3 級……算定基礎日額(※2)の245日分

※1 年金給付基礎日額とは

- ・ 労災保険の年金給付金額を決める基準金額のことです。傷病給付、障害給付の金額を決める際の基準のことです。
- ・ ただし、年金給付基礎日額は休業給付の「給付基礎日額」がそのまま「年金給付基礎日額」になります。

※2 算定基礎日額とは

- ・ ケガ・病気で被災した日以前の1年間のボーナスの総額を「算定基礎年額」といい、その1/365を「算定基礎日額」といいます。
- ・ ただし、「算定基礎年額」は「給付基礎日額」に365日を掛けた金額の20%が限度となります。その金額が150万円を超える場合は150万円になります。

3. 障害給付

・ 障害給付の金額

障害状態になったら障害等級別に「障害給付」「障害特別支給金」「障害特別年金」「障害特別一時金」を受給できます。

障害等級	障害給付		障害特別支給金	
第1級	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円
第2級	年金	給付基礎日額の277日分	一時金	320万円
第3級	年金	給付基礎日額の245日分	一時金	300万円
第4級	年金	給付基礎日額の213日分	一時金	264万円
第5級	年金	給付基礎日額の184日分	一時金	225万円
第6級	年金	給付基礎日額の156日分	一時金	192万円
第7級	年金	給付基礎日額の131日分	一時金	159万円
第8級	一時金	給付基礎日額の503日分	一時金	65万円
第9級	一時金	給付基礎日額の391日分	一時金	50万円
第10級	一時金	給付基礎日額の302日分	一時金	39万円
第11級	一時金	給付基礎日額の223日分	一時金	29万円
第12級	一時金	給付基礎日額の156日分	一時金	20万円
第13級	一時金	給付基礎日額の101日分	一時金	14万円
第14級	一時金	給付基礎日額の56日分	一時金	8万円
障害等級	障害特別年金		障害特別一時金	
第1級	年金	算定基礎日額の313日分		
第2級	年金	算定基礎日額の277日分		
第3級	年金	算定基礎日額の245日分		
第4級	年金	算定基礎日額の213日分		
第5級	年金	算定基礎日額の184日分		
第6級	年金	算定基礎日額の156日分		
第7級	年金	算定基礎日額の131日分		
第8級			一時金	算定基礎日額の503日分
第9級			一時金	算定基礎日額の391日分
第10級			一時金	算定基礎日額の302日分
第11級			一時金	算定基礎日額の223日分
第12級			一時金	算定基礎日額の156日分
第13級			一時金	算定基礎日額の101日分
第14級			一時金	算定基礎日額の56日分

● 1級の障害状態になった場合の事例：

年金給付基礎日額(給付基礎日額) 10,000円。

算定基礎日額2,000円の場合

障害年金 = $10,000円 \times 313日 = 3,130,000円$

障害特別支給金(一時金) = 3,420,000円

障害特別年金 = $2,000円 \times 313日 = 626,000円$

初年度は、 $3,130,000円 + 3,420,000円 + 626,000円 = 7,176,000円$

2年度からは、 $3,130,000円 + 626,000円 = 3,756,000円$

● 8級の障害状態になった場合の事例：

給付基礎日額10,000円。

算定基礎日額2,000円の場合

障害一時金 = $10,000円 \times 503日 = 5,030,000円$

障害特別支給金(一時金) = 650,000円

障害特別一時金 = $2,000円 \times 503日 = 1,006,000円$

初年度は、 $5,030,000円 + 650,000円 + 1,006,000円 = 6,686,000円$

2年度からは、0円。